

看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

◆看護職員の勤務状況の把握等

- ①勤務時間 週 40 時間
- ②時間外労働の把握
- ③夜勤に係る配慮（2 交替）

勤務後の暦休日の確保、勤務希望に沿った予定の作成、仮眠時間の確保

◆看護職員の負担軽減および処遇改善に資する計画

- ①計画の策定、年 1 回の見直し
- ②職員に対する計画の周知

◆取り組みの公開

- ①院内掲示及びホームページ
- ②多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議
運営会議（安全衛生会議）（年 6 回）、

看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

◆業務量の調整

看護職員と他職種との業務分担

薬剤師、理学療法士、放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、相談室、医師事務作業補助者、事務職員

◆看護補助者の定数以上の配置（夜間配置も含む）

妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮

夜勤の削減または免除、休日勤務の制限、配置場所の配慮、育児のための休業、短時間勤務制度、子の看護休暇制度、介護のための休業、深夜業制限、短時間勤務制度

個人の希望に配慮した勤務表作成

◆夜勤における看護業務の負担軽減

夜勤間隔は 11 時間以上あける	夜勤回数の適正化
夜勤連続回数は 2 回まで	仮眠時間 2 時間の確保
夜勤翌日の休暇	連続勤務 5 日以内